

カエンタケに関するQ&A

Q 今年は京都市内で特別にカエンタケが大量に繁殖していますか？

A 平成27年10月14日現在、そのような情報は入っていません。

Q 今年京都市内でカエンタケによる有症事例等が発生したのか？

A 平成27年10月14日現在、発生していません。

Q カエンタケに触るとどのような症状が出ますか？

A 皮膚に付着すると炎症を起こすことがあります。

Q カエンタケを食べるとどのような症状が出ますか？

A 食後30分から、発熱、悪寒、嘔吐、下痢、腹痛、手足のしびれなどの症状を起こします。2日後に、消化器不全、小脳萎縮による運動障害などを引き起こし、中には脳神経障害により死に至ることもあります。

Q カエンタケに近づかないようにとの注意を見かけましたが、触っていない状態でも（孢子等を吸い込むことにより）健康被害が起こり得ますか？

A 触れていない状態で健康被害が生じたとの情報はありません。

Q カエンタケを見つけた場合、どうしたらよいですか？

A 自然界に繁殖しているものであり、生えていること自体は問題ありません。このため、人が近づかないような場所に生息しているカエンタケを見つけたとしても、近づかず、絶対に触れることのないようにしてください。

Q 人が近づくような場所にカエンタケが生えている場合、保健センターはどのような対応をしてくれますか？

A 人が近づくような場所に生えているカエンタケが見つかり、危険であると判断した場合は、その土地の所有者又は管理者に除去等の助言を行います。

また、「カエンタケにご注意ください」というリーフレットを作成しておりますので、必要に応じ、生息場所の近くに掲示するなど注意喚起を行います。

なお、掲示物の掲示やカエンタケの除去等は、原則、土地の所有者等が行います。

Q 保健センターにはカエンタケを除去するための器具や装備がありますか？また、貸出等も行ってくれますか？

A 器具等はありませんので、貸出等も行っておりません。

Q カエンタケはどのように廃棄すればよいですか？

A 廃棄については、環境政策局まち美化推進課（213-4960）にお問い合わせください。